

役員等の報酬規程

社会福祉法人くるみ会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くるみ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員・理事及び評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 法人の役員等については、勤務実態に応じて別表に定める支給基準により算定した額を支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

(法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、出張及び会議に出席した都度、支給する。

2 支給日については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に翌月10日までに振り込む。

(費用弁償)

第5条 会議等の出席のための旅費に対する費用弁償については、法人旅費規程に従い弁償する。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

1. 役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成25年4月1日施行）は、平成29年6月30日限りで廃止する。
2. この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

会議及び出張等に係る日当

名 称	各年度支給上限	日 額
理 事	80,000円	10,000円
監 事	80,000円	10,000円
評 議 員	40,000円	8,000円
評議員選任解任委員	40,000円	8,000円